1	銘柄名称	純金上場信託（現物国内保管型）
2	銘柄コード	15400
3	新規記録に係る振替受益権の総数	203,888　　口
4	新規記録日	2014年10月8日

※上記以外の銘柄情報は、2頁目以降を御参照ください。

別紙

①	銘柄名称	純金上場信託(現物国内保管型)
②	当初の委託者の氏名又は名称及び住所	三菱商事株式会社　〒100-8086　東京都千代田区丸の内二丁目 3 番 1 号
③	受益証券発行信託の受託者の氏名又は名称及び住所	三菱 UFJ 信託銀行株式会社　〒100-8212　東京都千代田区丸の内一丁目 4 番 5 号
④	各受益権に係る受益債権の給付の内容、弁済期(弁済期の定めがないときは、その旨)その他の受益債権の内容	純金上場信託(現物国内保管型)(以下「本信託」といいます。)においては、原則として、信託期間中の分配金はありません。また、本信託の受益権(以下「本受益権」といいます。)に係る受益債権に弁済期の定めはありません。 (解約による信託財産の交付(転換)) 居住者(外国為替及び外国貿易法第 6 条第 1 項第 5 号に規定する居住者をいいます。)である受益者は、平成 23 年 2 月 1 日以降(但し、受託者がそのホームページ上で指定する時期又は期間を除きます。)、その有する本受益権につき、本信託の全部又は一部を解約し、本信託に係る信託契約(以下「本信託契約」といいます。)に規定する方法により、受託者から金地金の交付を受けること(以下「転換」といいます。)ができます。 (残余財産の給付等) 1　残余財産は、受益者がその給付を受けます。かかる残余財産の給付は、本信託契約の規定により本信託の全部が終了する日(以下「信託終了日」といいます。)を権利確定日(残余財産の給付を受ける権利が与えられる受益者を確定する日をいいます。)として、当該日における受益者のみがこれを受ける権利を有します。信託終了日後は、受益者は本受益権の譲渡はできません。 2　受託者は、本信託が終了した場合(但し、本受益権が上場されている金融商品取引所(以下「本金融商品取引所」といいます。)すべてにおいて本受益権の上場が廃止されたことにより本信託が終了した場合は除きます。)においては、本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止されるまでの間で受託者が別に定める期日(かかる期日は、上場廃止の決定後、本金融商品取引所で開示します。)まで転換の請求(以下「転換請求」といいます。)の受付を行います。受託者は、当該受付が終了した後(但し、本信託の終了事由によっては、当該転換請求の受付期間を十分に取れない場合もあり得ます。)、本受益権のすべての本金融商品取引所での上場が廃止された日において直ちに本信託の清算手続を開始します。受託者は、かかる本信託の清算手続において、残余財産である金地金をその裁量で売却したうえで、売却代金から信託費用を控除した金額を、他の金銭(もしあれば)とともに受益者に給付するものとします。受託者は、当該売却につき、合理的な期間内に行うこととします。 3　受託者は、受託者に善管注意義務違反がある場合を除き、上記 2 に基づく処理の結果に関して受益者に生じうる一切の損害等について責任を負いません。
⑤	受益権について譲渡の制限があるときは、その旨及びその内容	―
⑥	当該受益証券発行信託において、受益債権の内容が同一の二以上の受益権がある場合において、それらの受益権について、受益者として有する権利の行使に関して内容の異なる信託行為の定めがあるときは、当該定めの要旨	―
⑦	受益証券発行信託の受託者に対する費用等の償還及び損害の賠償に関する信託行為の定め	受託者は、本信託契約第 22 条第 1 項に基づいて消費税等相当額の貸付け又は立替払いを行った場合において、消費税等の還付金を受けた場合には、当該還付金全額を当該立替払いに係る求償金の支払又は借入の返済に充当します。また、当該立替払いに係る求償金の金額又は借入に係る元利金相当額が還付金額を超える場合、本信託に係る信託財産(以下「本信託財産」といいます。)に属する金地金を売却して不足額を支払又は返済します。 受託者が、本信託財産から信託費用の前払を受けるためには、信託法第 48 条第 3 項にかかわらず、受益者に対する前払を受ける額及びその算定根拠の通知を要しません。
⑧	信託報酬の計算方法並びにその支払の方法及び時期	■第一管理信託報酬 受託者が各月毎に受ける信託報酬は、当該月の各日における純資産総額(取引所開示)(本受益権(但し、振替受益権として振替口座簿に記載又は記録されているものに限ります。)の表章する本信託財産である金地金を指標価格(本信託契約に定義されます。)により評価した結果を用いて算出される純資産総額として、本金融商品取引所の上場規則等に基づき毎営業日に開示されるものをいいます。以下同じです。)に年率 0.49%以内で受託者が定める率(1 年を 365 日(閏年の場合には 366 日)とした日割計算を行います。)を日々乗じて算出した金額(1 円未満は切り捨てます。)の 1 箇月分の合計額とします。但し、初回の管理信託報酬は、当初の本受益権が振替口座簿に記載又は記録された日の翌日から最初に到来する月末までの期間につき算定するものとし、最終の管理信託報酬は、信託終了日の属する月の開始日から信託終了日までの期間につき算定するものとします。 ■第二管理信託報酬 受託者が各計算期間毎に受ける信託報酬は、各計算期間に本信託契約第 13 条第 1 項に基づき本信託財産に帰属した利子相当額から当該計算期間内に生じた信託費用相当額を控除した残額(もしあれば)とします。
⑨	受益者の権利の行使に関する信託行為の定め(信託監督人及び受益者代理人に係る事項を含む。)	(受益者の権利行使) 本信託においては、6 箇月以上本受益権を保有する受益者に限り、信託法第 44 条第 1 項の規定による受託者の行為の差止めを請求することができます。 (受益者の意思決定) 1　本信託契約又は信託法その他の法令等に基づく受益者の意思決定が必要な場合(但し、本信託契約第 40 条に定める本信託契約の変更を除く。)には、当該意思決定は、以下に定める方法(以下「受益者決議手続」といいます。)により行います。 2　受益者決議手続は、受託者が必要と認める場合には、いつでも、行うことができます。

		3 総受益権口数の100分の3以上を有する受益者は、受託者に対し、受益者決議手続の目的である事項及び受益者決議手続が必要となる理由を示して、受益者決議手続を行うことを請求することができます。受託者は、かかる受益者決議手続の請求があった場合には、受益者決議手続を行うものとします。 4 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、本信託契約第18条第3号に基づき設定された権利確定日(受益者決議手続における投票権が与えられる受益者を確定するための日をいいます。以下同じです。)の2週間前までに、当該権利確定日を公告します。 5 受託者は、受益者決議手続を行う場合には、次に掲げる事項を定めなければならないものとします。 (1) 受益者決議手続の決議日(以下「受益者決議日」といいます。) (2) 受益者決議手続の目的である事項 (3) 受益者による投票権行使のための受託者所定の書面(以下「投票権行使書面」といいます。)の提出期限(以下「投票権行使期限」といいます。) 6 受益者決議手続を行うには、受託者は、受益者決議日の2週間前までに、上記4の権利確定日における受益者として証券保管振替機構から通知された者の氏名又は名称及び住所に対し、書面をもってその通知を発しなければならないものとします。当該通知には、上記 5 の各(1)から(3)に掲げる事項を記載し、投票権行使書面を添付しなければならないものとします。また、受託者は、かかる通知に際しては、投票権の行使について参考となるべき事項を記載した書類を添付することができます。 7 受益者は、受益者決議手続において、その保有する本受益権一口につき一投票権を有し、投票権行使書面によってのみ投票権を行使します。但し、本受益権が本信託財産に属するときは、受託者は、当該本受益権については、投票権を有しないものとします。 8 受益者決議手続の決議は、投票権を有する受益者の投票権の過半数をもって行います。但し、信託法第42条の規定による責任の免除に係る意思決定については、すべての受益者の一致によってこれを決するものとします。 9 受益者は、投票権行使書面の所定欄に明記することにより、その有する投票権を統一しないで行使することができるものとします。 10 投票権行使書面上、当該議案についての賛否が明らかでない場合においては、当該受益者は、当該議案について賛成するものとみなします。また、受益者が、投票権行使期限までに受託者に投票権行使書面を提出しない場合には、当該受益者は当該議案についてすべて賛成するものとみなします(但し、同一の受益者決議手続において相反する内容の議案が提出されている場合を除きます。)。 11 受益者決議手続の決議は、本信託のすべての受益者に対してその効力を有するものとします。 12 受託者は、受益者決議手続の決議の結果について、受益者に報告するものとします。 信託監督人及び受益者代理人はおりません。 (受益者の権利行使) 1 受益者は、本受益権の行使(但し、受益債権の行使を除きます。)をするには、社債、株式等の振替に関する法律(以下「振替法」といいます。)第127条の27第3項本文の規定により書面の交付を受けたうえ、受託者に当該書面を提示しなければなりません。 2 受益者は、その直近上位機関(振替法第2条第6項に規定する直近上位機関をいいます。以下同じです。)に対し、当該直近上位機関が備える振替口座簿の自己の口座に記載され、又は記録されている当該本受益権についての振替法第127条の4第3項各号に掲げる事項(但し、主務省令で定めるものを除きます。)を証明した書面の交付を請求することができます。但し、当該本受益権について、既に本項本文の書面の交付を受けた者であって、当該書面を当該直近上位機関に返還していないものについては、この限りではありません。 3 上記2本文の規定により書面の交付を受けた受益者は、当該書面を上記2項の直近上位機関に返還するまでの間は、当該書面における証明の対象となった本受益権について、振替の申請又は抹消の申請をすることができません。
⑩	限定責任信託の名称及び事務処理地(当該受益証券発行信託が限定責任信託である場合に限る。)	―